

◎オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について (様式)

(10群馬県)

1 (1) B.1.1.529系統 (オミクロン株) の早期探知と感染拡大防止策の徹底について							
(○×回答)	回答						
・ 1 (1) 記載事項の点検完了の有無	○						
(自由記載)							
<p>・ 感染例については、宿泊療養施設において検体採取するなど、全ての感染例の検体確保に努め、県衛生環境 や民間検査機関も活用し、多くのL452R 変異株 PCR 検査を実施してきた。</p> <p>・ オミクロン株に置き換わりが進んだため、5~10%程度のL452R 変異株 PCR 検査を継続するとともに、定期的にゲノム解析を実施し、新たな変異株の早期探知に努めている。</p> <p>・ 7ホテル8棟 (960室) の宿泊療養施設を確保している。現在は5ホテル6棟 (720室) を稼働させており、2月上旬までに確保する全ての居室を稼働させることとしている。</p> <p>・ 宿泊療養施設においては、医師及び常駐の看護師による健康観察を毎日行うほか、入居中の症状悪化に備え、点滴処置室及び酸素投与ルームを設置している。</p>							
1 (2) 自宅療養者等への健康観察・診察の対応について							
(○×回答)	回答						
・ 1 (2) 記載事項の点検完了の有無	○						
(自由記載)							
<p>・ 自宅療養者に対する健康観察は、県健康観察センターで一元的に実施している。健康観察センターでは健康観察を行うためのネットワークシステム (LAVITA) を導入しており、自宅療養者が自ら体温や血中酸素濃度、自覚症状などを入力し、センターに配置した看護師がその内容を確認しながら健康観察を行っている。患者情報はネットワークを通じ関係者で共有し、症状悪化の際は関係者が連携し速やかな入院調整を実施できる体制を整備している。</p> <p>・ 自宅療養者数が想定より増加した場合には、センター職員の増員や、電話回線の増設等で対応することとしている。</p>							
○ (p.3) 地域の医療機関等 (特に、当該患者を診察・検査した診療・検査医療機関) が、自ら診断した自宅・宿泊療養中の患者の健康状態の確認を行い、必要に応じて電話等による診療を行う体制の検討・要請							
(○×回答)	回答						
・ 当該体制の検討・要請の有無	○						
【自宅療養者治療に関与する医療機関数】 ※以下の行に11月末時点と検討後の数値を入力ください。							
↓	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年11月末時点</th> <th>100箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>体制検討後</td> <td>270箇所</td> </tr> </tbody> </table>		2021年11月末時点	100箇所		体制検討後	270箇所
	2021年11月末時点	100箇所					
	体制検討後	270箇所					
(自由記載)							
<p>・ 自宅療養中に体調が悪化した場合に医師の診察及び薬の処方を受けることができるよう、医師会と連携して自宅療養者に対する電話、オンライン、往診による診療体制を構築した。1月18日時点で、診療協力医療機関を270箇所 (うち往診可90箇所)、薬局を135箇所確保済みである。</p> <p>・ 宿泊療養者及び自宅療養者の症状が悪化したときの重症化を予防するため、外来診療を行う医療機関を各地域において確保している。</p>							

○ (p.3) 計画において、想定する自宅療養者数をゼロと見込んでいる県について、オミクロン株の流行による感染者の大幅な増加に伴い、自宅療養者が発生する場合も想定した際の健康観察・診療の体制の構築を検討	
(○×回答)	回答
・当該体制構築の検討の有無	
(自由記載)	
※検討後の健康観察・診療の体制で対応可能な自宅療養者数について、可能であればご記載願います。 (医療機関数は上記に記載ください。)	
12月28日付け「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」	
1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について	
(○×回答)	回答
・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築完了の有無	
	○
【パルスオキシメーター確保数】 (1月18日時点)	8,936個
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> ・パルスオキシメーターについては、1月18日時点で自宅療養者用が4,874個、宿泊療養者用が4,062個、合計8,936個を確保している。今後の感染の拡大状況に応じ、必要があれば追加で確保する。 ・自宅療養者へのパルスオキシメーター及び食料等生活支援物資の配送は外部業者に委託し、県内全域を対象として、療養決定後の翌日には配布が可能となっている。 	
1 (3) 検査体制の確保について	
○ (p.4) 陽性者や濃厚接触者等の急増時に、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）を即座に活用できるよう保健所の業務体制・手順等の点検	
(○×回答)	回答
・保健所の業務体制・手順等の点検完了の有無	
	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者が確認された事業所には、事業者から従業員のリストを提出してもらうなど、事業者の協力をいただきながら、迅速に拡大検査を実施している。 ・陽性者の同居家族等は、陽性者の届出を行った帰国者・接触者外来や診療・検査医療機関等において必要な行政検査を受けられるようにしている。 	
○ (p.4) 検体採取体制について、地域の医師会等と連携し、診療・検査医療機関や地域・外来検査センター等の体制が確保されるよう点検	
(○×回答)	回答
・検体採取体制の点検完了の有無	
	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> ・検体採取体制を確保するために、医師会と行政検査の集合契約を締結した医療機関に対して、診療・検査医療機関の指定の促進を行っている。また、地域の医師会等と地域外来・検査センターの設置運營業務及び訪問検体採取業務について委託契約を締結し、医師が地域外来・検査センターで検体を採取し、検査を行っているほか、医師が施設等に出張して検査対象者の検体を採取・搬送し、検査を行っている。 ・新規感染者の発生状況に応じて医師会と協議の上、地域外来・検査センターの開設日を増加するなど、検体採取体制を強化している。 ・なお、診療・検査医療機関については、R4.1.18現在、671機関を指定している。 	

○ (p.4) 検査分析体制について、即座に対応可能な体制が確保されていることを点検	
(○×回答)	回答
・ 検体分析体制の点検完了の有無	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> 県衛生環境研究所での検査を始め、地域外来・検査センター、民間検査機関及び医療機関での検査（変異スクリーニング検査を含む）体制を整備しており、1日1万4千件の検査需要にも対応できる体制ができている。 診療・検査医療機関においても、濃厚接触者の受診及び検査を実施する体制を整備し、疑い患者に対し、速やかに検査を実施している。 	
○ (p.5) 感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、感染が生じやすい場所・集団等に対する検査や高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を即座に実施できる体制等を準備	
(○×回答)	回答
・ 一斉検査等を即座に実施できる体制等の準備完了の有無	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクの高い人が多い医療機関、福祉施設のほか、事業所等特定の集団内で感染者が発生した場合、クラスター発生を未然に防ぐため、濃厚接触者のほか、周辺の方まで含めた検査を幅広く速やかに実施できる体制を整えている。 感染拡大地域において、高齢者施設や障害児者福祉施設等の従事者を対象に、一斉PCR検査を実施できる体制を整備している。 	
1 (4) 経口治療薬の迅速かつ適切な供給の確保について	
(○×回答)	回答
・ 1 (4) 記載事項の点検完了の有無	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> 経口治療薬が陽性者に迅速かつ適切に供給できるよう、医師会をとおして医師会員に対して県内の薬局対応リストを送付するとともに、12月24日付け厚生労働省事務連絡を周知した。また、約650の医療機関に対して、処方に関する意向調査を実施し、各地域におけるバランスのとれた処方体制を整備した。 医療機関に対して、ラゲブリオ登録センターへの登録を促進した結果、全診療・検査医療機関の3分の1を超える医療機関が登録を行い、院外処方及び院内処方での経口治療薬を提供できる体制が整備されている。 	
1 (5) 計画で確保した病床の稼働のためのフェーズ引上げについて	
(○×回答)	回答
・ 1 (5) 記載事項の点検完了の有無	○
・ フェーズ切替えの前倒しの有無	○
・ 振り分けの考え方の切替えの迅速化の有無	○
(自由記載)	
<ul style="list-style-type: none"> 確保病床数561床（1月18日時点）。病床利用率は1月14日に30%を超え、さらに増加傾向が続いている。 現在、病床確保計画のフェーズ3（496床）であり、入院患者250人程度（約45%）になった段階で速やかに最終フェーズであるフェーズ4（561床）に引き上げるべく、地域の医療機関に対して1週間程度の準備期間内の即応化を要請している。 <p>【参考】フェーズ1：220床、フェーズ2：358床、フェーズ3：496床、フェーズ4：561床</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に対応するために、入院の基準（年齢要件の見直しなど）を厳格化することで、治療が必要な患者を受け入れられる体制を維持している（1月15日付改訂済み）。 抗体療法を目的とした短期入院（その後、宿泊療養施設へ移行）を積極的に活用（県内23病院62床にて抗体療法を提供）することで、患者の重症化を防止している。 	